

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する申込みがあった場合において、管理者が必要と認めるときは、当該申込みをする者（以下「工事申込者」という。）に対し、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市水道条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第 10 条第 1 項の規定による申込みについて適用し、同日前に行われた同項の規定による申込みについては、なお従前の例による。

（提出理由）

給水装置の新設等の申込みに添えなければならない利害関係人の同意書等について見直しを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。